

ID: 1916

担当部署: 町民環境課

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第3項					
法 令 番 号	平成10年法律第117号					
【基準】						
<p>法第22条の3第3項の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第22条の3</p> <p>3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第3項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。 (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当しないものとなったとき。 						
備考						
設 定 年 月 日	令和 5 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			